

# 支部ニュース

2017年11月 No.528

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

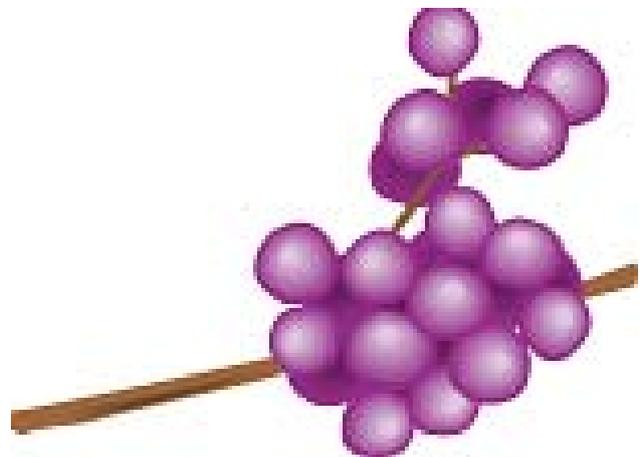
メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 総選挙と憲法明文改正をめぐる情勢・・・・・・・・小部 正治 1
- 日本郵便株式会社・労契法 20 条東日本訴訟・・・・・・・・伊藤 安奈 3
- 横田基地騒音公害訴訟判決について・・・・・・・・佐々木洪平 4
- 「晴海選手村土地投げ売りを正す会」住民訴訟提起・・・・・・・・中川勝之 6
- はじめまして 新入団員自己紹介・・・・・・・・大久保秀俊 11
- 安倍改憲 NO!! 3000 万人署名にご協力を！ 東京支部で5万筆を集めましょう！・・・・・・・・12
- 11月多摩立川地域幹事会のお知らせ・・・・・・・・13
- 10月幹事会議事録・・・・・・・・13



# 総選挙と憲法明文改正をめぐる情勢

支部長 小部 正治

## 1 選挙結果をどうみるか

東京支部・沖縄調査団で9月中旬に高江や辺野古を訪ねていた沖縄で突然の解散・総選挙を知り、開票速報は団本部総会で10月22日の夜、21号台風が荒れ狂う鳥羽のホテルの一室で同期とともに見ていました。

最終的には政権与党である自民党が284議席、公明党が29議席で合計313議席を獲得し、憲法明文改憲の発議に必要な310を超えました。また、改憲に同調している希望の党が50議席、また、憲法改正に積極的な維新の会も11議席を獲得しました。10月24日の朝日新聞では「当選者の82%」が改憲賛成姿勢であるとされ、改憲派が圧倒的に多数となったと評価されています。

しかしながら、民進党公認予定候補者のなかで、希望の党の踏み絵を踏まず立憲民主党から立候補し当選した議員が55名にのぼりました。また、83選挙区で「野党は共闘」の立場から候補者を出さなかった共産党は12名が当選し、社民党も2議席を獲得しました。これらの合計は69議席になります。さらに、民進党公認予定候補者のなかで、無所属のまま立候補して当選した議員の中にも、安倍明文改憲に明確に反対を表明している議員もいます。

これらの議員は、「市民連合」が提唱した「野党は共闘」の方針のなかで、各地方・各選挙区ごとにバリエーションはあっても、その多くが「野党統一候補」として他の野党の支援や市民の共同・協力によって当選したのです。北海道・新潟県・沖縄県では「野党は共闘」の成果が明確に現れています。小選挙区で当選した議員が32名、比例復活で当選した議員が23名と言われています。

同時に、これらの議員は、選挙前や選挙中から、「戦争法」廃止に取り組み、「安倍首相による憲法明文改憲」に反対の意見を表明してきた方々です。その面々を見れば、旗幟を鮮明にした議員が70名～80名が結集したことで、より強力な議員団が結成されたと評価できます。

## 2 10月23日の安倍首相会見と国会の動向

開票の翌日10月23日に安倍総理は記者会見を行い、朝日新聞は「改憲論議 首相が意欲」と報じています。自公313議席を踏まえて、「公約にそって条文について党内で論議を深め、党としての案を国会の憲法審査会に提案したい」、「与党だけではなく幅広い合意形成が必要。国民投票で過半数を得るべく努力したい」、「スケジュールありきではない。」というものです。実際には、5月3日以降何度か表明してきたことと大差なく、

- ① 衆院で3分の2を得たので、次の参院選挙（2019年7月）前に発議すれば良くなった（期限は2019年通常国会での発議）、
  - ② 野党第一党の立憲民主党にも働きかけて賛同を求めるが、反対ならば合意できる党だけで発議をめざすことを想定、
  - ③ 党内のとりまとめができ次第は来年の通常国会に自民党案を提出する予定、
- というものです。

しかし、「改憲発議」に至るまでにはいくつかのハードルがあります。まず、第1は自民党内の

ハードルです。党内には国防軍を明記した 2012 年自民党改憲草案にこだわる石破議員等の意見があり、8 月末以降の改憲推進本部における協議のたびに 9 条 2 項を残す安倍改憲案に対する批判が出ています。安倍改憲案を不十分だと批判する右寄りの意見ですが、来年度の自民党総裁選挙等と関連して沈静化する気配はありません。そのため、安倍首相は、今回選挙に立候補せず引退を表明した保岡改憲推進本部長を、今後もメンバーの一員として残し国会に提出できる案のとりまとめを求めています。

次に、第 2 は連立与党である公明党との意思統一のハードルです。公明党は、これまでも「加憲」を主張してきました。しかし、山口代表は選挙前から改憲の必要性に疑問を呈する発言を繰り返しています。その背景には、「平和の党」を標榜して支持を集めてきた政党として、同時に最大の支持基盤である創価学会特に女性会員の意向が働いているはずですが、同時に、選挙結果はこれまでと違って、いくつもの選挙区・比例区で議席を獲得できず 6 議席後退しました。自民党に追随している良いのかという党内の声も出ているはずですが、他方で、希望の党や維新の会が自民党の補完勢力となることが予想され、連立与党としての存在意義は安泰ではありません。そのため、安倍首相はやはり引退を表明している高村自民党副総裁に、戦争法の際の経験を重視し公明党とのパイプ役を要請しました。

第 3 のハードルは、69 名 +  $\alpha$  の「より強力な国会議員団」との対決です。「野党は共闘」のスタンスで一致している議員団の説得は難しいでしょう。既に、立憲民主党は、かつて小泉首相を追求して名をはせた舌鋒鋭い清元議員を国対委員長にして、戦闘態勢を固めています。おそらく、立憲民主・共産・社民の政党間の協力体制も従来以上に強化されるでしょう。通常法律案でも強行採決と言われないように一定の審議時間を確保することは回避できない状況でした。しかし、憲法明文改正は国民投票が待ち構えていますから、強行採決すれば終わりではありません。仮に、強行採決されて「発議」された改憲案は、既にそのことだけで手続き的に重大な瑕疵があるとして強い批判を受け、賛同される保障はありません。それ故に、ことしの 5 月 3 日の安倍改憲発言まで、保岡・船田両氏をはじめとする自民党改憲推進本部のメンバーは、当時の野党第一党である民進党の枝野氏をはじめ野党との協議を重ねて合意を前提として衆院の憲法審査会を運営してきました。ここへ来て、期限が迫っているからと言って、拙速な審議や強行的運営等はできる状況ではありません。

### 3 改憲発議を阻止しよう

明文改憲には国民投票が必要ですので、国民多数が賛同しないと実現しません。また、一度「9 条」で国民投票で賛同を得られなかったら、おそらく再度のチャレンジはほぼ不可能でしょう。自公政権といえども、冒険ができないことは言うまでもありません。

しかも、憲法 9 条は多くの国民から支持されており、9 条に限って改憲の意見を問えば、賛成する人は反対の人より常に少ないはずですが、北朝鮮のミサイル問題が生じている現在でも変わらず、自公政権で 3 分の 2 以上の議席を得た後になされた朝日新聞の世論調査でも、安倍 9 条明文改憲に賛成の人は 36%にとどまり反対 46%と一割近い差があります。私たちは、この事実

に確信を持ち、改憲発議を阻止するために頑張りましょう。



# 日本郵便株式会社・労契法 20 条東日本訴訟

旬報法律事務所 伊藤 安奈

日本郵便株式会社（被告会社）に勤務する期間雇用社員である 3 名の原告が不合理な労働条件の是正を求めて被告会社を提訴した訴訟について、2017 年 9 月 14 日、東京地方裁判所民事第 19 部は、正社員との年末年始勤務手当等の労働条件の相違を不合理だとして、原告 3 名全員の請求を一部認容し、会社に対して合計金 92 万 6800 円の損害賠償を命じた。本件訴訟の弁護団員として、本件訴訟及び判決について報告する。

本件訴訟は、被告会社において郵便外務・内務業務を担当する正社員と期間雇用社員において、業務の内容と責任の程度が同一であり、職務の内容と配置の変更の範囲もほぼ変わらないにもかかわらず、諸手当（外務業務手当、年末年始手当、早出勤等手当、祝日休、夏期年末手当、住居手当、夏期冬期休暇、病気休暇、夜間特別勤務手当、郵便外務・内務業務精通手当）について、正社員と比して大きな差異があるうえ、有給の病気休暇や夏期冬期休暇も与えられていないなど、労働条件に大きな格差があるのは到底容認できない不合理なものであるとして、2014 年 5 月 8 日、提訴した事件である。

原告らは、被告会社に期間雇用社員として入社以降、十数回～二十数回の更新を繰り返し、判決時点においてそれぞれ会社に 8 年～14 年勤務するベテラン社員である。本件訴訟では、原告ら期間雇用社員が、正社員と同じシフトに組み込まれ、新入りの正社員に教育指導を行い、客からのクレーム対応に向いて対応を行うなど、正社員と何ら変わらないどころか、正社員以上に被告会社に対して貢献してきたことを明らかにし、期間雇用社員である原告らと業務の内容等に差異がないことの立証を尽くしてきた。一方、被告会社は、管理職以上の社員も合わせて正社員全体と比較すれば、期間雇用社員の職務の内容も配置の変更の範囲も大きな差異があり、正社員には「長期雇用のインセンティブ」を付与する必要があるため、様々な手当や労働条件に格差があっても許されると主張していた。

本件判決では、比較対象となる正社員について、正社員全体ではなく、担当業務や異動の範囲が類似している正社員とし、原告らが格差是正を求めていた労働条件のうち、年末年始勤務手当、住居手当の損害賠償を認め、他に判決の理由の中で夏期・冬期休暇と有給の病気休暇を取得させないことは不合理な労働条件の相違であることが認められた。年末年始勤務手当及び住居手当については、正社員に対する支給額全額を損害とはせずに、民訴法 248 条に基づき、規定に基づく場合の各 8 割と 6 割の認定となったものの、消極的な判決が続いていた労契法 20 条訴訟において、画期的な判決だといえるであろう。

本件勝訴判決は、原告ら自身の奮闘はもちろんであるが、原告らの所属組合である郵政産業労働者ユニオンの全面的なバックアップがなければ、成し遂げられなかったとって過言ではない。立証に必要な資料の収集や実態の調査、適切な証人の選択、現場での経験がなければ気付き得ない視点からの様々な提案や原告らの精神的なサポート、弁論期日への動員等、期日内外における組合の活躍があってこそその成果であった。特に、尋問において、原告らの比較対象となる正社員をそれぞれ証人として申請し、実際に正社員の立場から、期間雇用社員がいかに同じ仕事をしているかについて証言したことは、本件判決に大きな影響を与えたと思う。

本件判決後、被告会社側は、即時控訴し、また、原告らとしても、本件判決で認められなかった労働条件について、不服として控訴している。勝訴判決とはいっても、まだまだ課題の多い判決であることは事実である。改めて気を引き締め、控訴審においても、原告ら、弁護士、そして郵政産業労働者ユニオンと共に一丸となって、勝訴を勝ち取るべく、邁進したい。

## 横田基地騒音公害訴訟判決について

ひめしゅら法律事務所 佐々木 洪平

### 第1 請求

2017（平成29）年10月11日、東京地裁立川支部民事1部で横田基地騒音公害訴訟の判決が言い渡された。同訴訟は、在日米軍横田基地の周辺住民ら1078名（うち1名が取り下げ）が、2013（平成25）年に提訴した訴訟である。

訴訟の目的は、①午後7時から翌日午前7時までの家族団らんの時間帯、睡眠時間帯における騒音の解消（差止め請求）、②騒音解消が実現するまでの賠償、③WECPNL（うるささ指数）70 地域までの補償対象の拡大である。

### 第2 判決

#### 1 主文の概要

- (1) ① 自衛隊機の差止めは訴え却下  
② 米軍機の差止めは請求棄却とされた。
- (2) ① 提訴3年前から結審時までの損害賠償は請求認容とされたが、  
② 結審日翌日以降の損害賠償（将来請求）については訴え却下とされた。(3)70W 地域までの補償対象の拡大については請求棄却とされた。

#### 2 理由

- (1) ① 自衛隊機の差止め

自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限行使は、周辺住民との関係において、公権力の行使にあたり、差止め請求は、上記権限の行使の取消変更ないしその発動を求めるものであるため、民事上の請求としては不適法であると判示した。

- ② 米軍機の差止め

横田基地は、日米安保条約及び地位協定に基づいて、国がアメリカ合衆国に提供しているもので、米軍機の運航はアメリカ合衆国が行っており、国自身の行為ではないこと、横田基地の管理運営は安保条約及び地位協定に基づき、アメリカ合衆国に委ねられており、国にその管理運営を規制する権限は与えられていないことから、差止め請求は、国に対して支配の及ばない第三者の行為の差止めを求めるものなので、理由を欠くと判示した。

- (2) ①過去の損害賠償請求

横田基地周辺ではW値75以上の地域につき、5W毎にW値の大きさに従って引かれたコンター（等高線）が2005（平成17）年に作成されており、判決では、侵害行為として、2010（平

成 22) 年 3 月以降の期間においても、このコンターによる 75W 以上の地域において、当該 W 値に照応する航空機騒音が発生していると認定した。

騒音によって生じた被害及びその内容としては、睡眠妨害、知的作業の妨害や家族の団らんの妨害など各種の日常生活の妨害及び不快感、不安感等の心理的・精神的苦痛という心理的・情緒的被害を認定した。他方、騒音による高血圧・虚血性疾患などの心循環器系疾患その他の身体的被害の発生については、発症の不安感を心理的・情緒的被害の一環として評価するにとどまった。

国による公共性の主張については、判決は、米軍機等の航行は、日本の基本的な存立と安全を確保するための活動として公共性が認められるとしたものの、その利益は国民全体に帰属するもので、原告らに特別の犠牲を強いる不公平を生じさせているため、これをもって損害賠償請求を否定することはできないと判示した。

国による防音対策工事については、不公平に対する相対的な補償の一環ではあるが、被害を軽減させるものではなく、実際の効果が発揮される場面が限られることから、被害が受忍限度の範囲内にあるとはいえないと判示した。

受忍限度については、これまで国の行った対策は限定的及び間接的な効果にとどまり、1993 (平成 5) 年の日米合意以降も実効性のある働きかけがないことから、75W 以上の地域に居住する原告らには受忍限度を超える損害が発生していると判示した。

危険への接近の法理については、国の主張を退けた。

なお、損害賠償額は 75W 地域 4000 円、80W 地域 8000 円、85W 地域 1 万 2000 円であるが、防音工事を実施した原告については、工事を実施した居室の数や工事の種別に関わりなく賠償額を一律 10%減額とした。

## ② 将来の損害賠償請求

大阪国際空港判決 (最大判 1981 (昭和 56) 年 12 月 16 日)、過去の横田基地判決 (最判 1993 (平成 5) 年 2 月 25 日及び最判 2007 (平成 19) 年 5 月 29 日) を踏襲し、権利保護要件を欠くため不適法であるとした。

## (3) 70W 地域の原告

平均的、総体的な騒音曝露状況が明らかでなく、受忍限度を超える損害が発生したと認められないため、請求棄却とされた。

## 第 3 むすび

本件判決は、過去の基地をめぐる訴訟と同じく、将来請求、差止めは認められなかったが、賠償請求の水準は厚木や岩国と同水準を認められた。横田基地をめぐる訴訟は、1976 (昭和 51) 年から繰り返し起こされ、第一審、控訴審及び最高裁は繰り返し国に賠償を命じている。さらに、夜間早朝の飛行制限等に関する 1993 (平成 5) 年の日米合意以降も国は抜本的な解決を図ろうとはしていないのであり、横田基地問題の解決への道のりは長い。東京において横田基地問題が生じていることを踏まえ、団東京支部においても、より一層横田基地問題を取り上げて行くべきだと考える。

# 「晴海選手村土地投げ売りを正す会」住民訴訟提起

東京法律事務所 中川 勝之

## 第1 はじめに

東京都は、2016年12月5日、大手デベロッパー11社との間で、晴海オリンピック・パラリンピック選手村敷地譲渡契約を締結した。

譲渡された土地は、晴海5丁目西地区にあり、都心部と臨海副都心を接続する位置にあり、東京駅から3～4kmの距離にある13万3906.26㎡の広さの土地である。もともと東京都が単独所有している都有地であった。

この土地に2020年開催予定のオリンピック・パラリンピックの選手村が建築されることとされ、民間事業者（特定建築者）が建築してその建物を大会組織委員会が賃借料38億円を上限として賃借し、大会終了後は民間事業者（特定建築者）が超高層タワーを含む合計24棟の高層住宅に転用して分譲するプランが計画された。この計画を実現するため、選手村の整備は東京都による個人施行の第1種市街地再開発事業によることとされ、特定建築者となったのが、敷地譲渡を受けた大手デベロッパー11社である。これらの会社を譲受人として、施行者である東京都と総額129億6000万円で本件の土地の所有権譲渡契約が締結されている。1㎡あたり100万円とも言われる周辺相場からすると約1300億円の都有地が9割引きの金額で譲渡されたことになる。

（以上、2017年7月19日団支部幹事会決議から引用）

## 第2 住民訴訟の提起と請求の趣旨

前記一連の行為について、監査請求を行った都民の一部33名が、2017年8月17日、住民訴訟を提起した。請求の趣旨は下記のとおりである。

- 1 被告東京都知事小池百合子は、舛添要一に対し、金1209億4626万円の損害賠償及び、これに対する平成28年12月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うように請求をせよ。
- 2 被告東京都知事小池百合子は、三井不動産レジデンシャル、エヌ・ティ・ティ都市開発、新日鉄興和不動産、住友商事、住友不動産、大和ハウス工業、東急不動産、東京建物、野村不動産、三井不動産、三菱地所レジデンスに対し、金1209億4626万円の損害を被らないように、金1339億626万円の請求することを怠ることは違法であることを確認する。
- 3 被告東京都知事小池百合子は、小池百合子及び契約担当者東京都都市整備局長邊見隆士に対し、金1209億4626万円の損害賠償及び、これに対する平成28年12月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うように請求をせよ。
- 4 被告東京都知事小池百合子は、三井不動産レジデンシャル、エヌ・ティ・ティ都市開発、新日鉄興和不動産、住友商事、住友不動産、大和ハウス工業、東急不動産、東京建物、野村不動産、三井不動産、三菱地所レジデンスに対し、金1209億4626万円の損害賠償及び、これに対する平成28年12月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うように請求をせよ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

### 第3 本件行為の違法性

本件訴訟提起については、テレビ、新聞等でも報道されたが、第1回口頭弁論期日が11月17日に予定されている。ここでは前記団支部幹事会決議でも述べられている本件行為の違法性を概説した上で、地方自治法における規制の脱法・違法及び市街地再開発制度の濫用について述べる（その他の違法性についてはいずれ述べてい）。

#### 1 本件行為の違法性

##### (1) 本件行為についての法規制

本件は東京都の資産である広大な土地を適正価格のほぼ10分の1にあたる129億6000万円という不当な廉価で11社の特定建築者に売却したものである。

地方公共団体の財産を売却するには、下記2及び3のような適正、公正な価格によることを担保する規制があり、本件行為はこれらの規制に違反する。

下記4で詳述するとおり本件においては都市再開発法108条の適用は受けないことから、下記2の規制に服するがこれらの規定を満たしていない。

また、再開発の手續による場合は、再開発法の規制も受けるが、本件一連の行為はその規制にも違反している。

##### (2) 地方公共団体の財産売却に関する法規制

###### ア 地方自治法237条2項違反

本件再開発事業の敷地である晴海五丁目西地区13万3906.26㎡は所有地であるから、本来その処分にあつては、適正な対価でない場合は条例または議会の議決が必要である。しかし、本件では適正な対価でないにもかかわらず条例も議決も存在しない。

###### イ 東京都財産価格審議会条例2条1号

東京都の公有財産である不動産については、適正な価格であるか否かについて、東京都の財産価格審議会において評価しなければならないが、本件は審議会で審議されていない。

###### ウ 地方自治法234条

地方自治体が行う売買その他の契約は、一般競争入札が原則とされ、随意契約や指名競争入札は一定の要件を満たしていないといけない。これは、地方自治体の貴重な財産を不当に廉価に売却して損失の出ないように、また、地方自治体と買主との間に癒着が生じないように公平性を担保する規定である。

本件ではこの規定に違反している。

###### エ 官制談合防止法2条

本件土地を買い受けた特定建築者11社が、事前に13社で事業協力者としてグループを作り、当該事業の独占を図ったことは、独占禁止法3条又は8条1項1号違反の行為であり、東京都がそれを知りながら率先して特定建築者の「名ばかり公募」をして事前の予定どおり、他社の参入を排除して11社に売却したことは、官製談合防止法2条違反である。

##### (3) 都市再開発法の規制

権利変換については、近傍類似の土地や建物の価格を考慮して定める相当の価格でなされなければならないが、本件の129億6000万円という価格は公示価格でみても近傍類似の土地の約10分の1以下の価格であり、到底相当の価格と言えない（都市再開発法80条）。

## 2 地方自治法における規制の脱法・違法

### (1) 都市再開発法 108 条の 2 項の法解釈の誤り

東京都が、これらの規定を違法にかいくぐることができたのは、  
都市再開発法 108 条 2 項

「施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第一種市街地再開発事業により取得した施設建築敷地の管理処分については当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は適用しない」

という条文を悪用したからである。

東京都はこの法の制度趣旨を正しく理解せずに、都市再開発手続に関連する東京都の管理処分行為の全てについて、この条文によって、地方自治法の適用を排除している。

しかし、再開発法 108 条 2 項は、その前提に 108 条 1 項がある事を失念してはならない。

108 条 1 項は、再開発事業によって施行者が取得した施設建築物の一部等は、一定の場合以外は、公募によって賃貸若しくは譲渡しなければならないと定められている。これは、権利変換処分という私有財産に対して強制力を働かせる手続を進めた結果再開発法の規定によって取得した保留床は、公募により処分するのが公正だからである。

同条 2 項は、これに対応して、保留床の処分の原則は、予め権利変換計画に定めておくこととされている（73 条 1 項 5 号）ので、施行者が地方公共団体である場合の財産管理処分に関する地方自治法や之に基づく条例その他の法令の適用をしないこととしているのである。

この条文が、本来予定しているのは、施行者である地方公共団体が、施行者である地方公共団体とは異なる第三者、複数の所有者から建設敷地を権利変換手続など強制力のある行政手続で取得した場合であることはいうまでもない。

### (2) 地方自治法等の規制は適用される

本件は、都市再開発法 108 条 2 項によって、地方自治法の適用除外を受ける事は出来ず、原則通り、東京都の財務会計行為について、地方自治法等の規制は適用される。

理由は以下の通りである。

#### ア 理由①

特定建築者に譲渡された本件土地は、譲渡契約時には、施行者としての東京都が所有している土地であるが、もともと地権者としての東京都が、所有していた土地である。従って、都市再開発法 108 条 2 項にいう、施行者が第一種市街地再開発事業により取得した施設建築敷地という要件に当てはまらないと言うべきである。従って、この土地の管理処分には、都市再開発法 108 条 2 項で『地方自治法等の適用除外』をうけずに、原則に戻り、地方自治法等の規制がかかる管理処分である。地方自治法 237 条 2 項、東京都財産価格審議会条例 2 条 1 号、地方自治法 234 条等の適用があり、これらの手続を経ないで行った違法がある。

#### イ 理由②

仮に、地権者たる東京都から施行者たる東京都へ権利変換によって、「第一種市街地再開発事業による取得行為」があったと、強弁するならば、まさにそこにこそ、地方自治法が適用されなければならない。即ち、地権者たる東京都が 129 億 6000 万円の価格で転出を申し出て、施行者たる東京都が権利変換で本件土地を取得する一連の行為については、都市再開発法 108 条 2 項の『地方自治法の適用除外』をうけず、原則に従って、地方自治法 237 条 2 項、東京都財

産価格審議会条例 2 条 1 項等が適用されるべきである。

特に、2016 年 4 月 22 日、地権者東京都が都市再開発法 110 条に基づき、本件土地の評価を 129 億 6000 万円とする権利変換計画に同意し、都市再開発法 71 条 1 項に基づき、同法 8 7 条の規定による権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望する申出をした行為は、地権者たる東京都が、自らの権利を 129 億 6000 万円の金銭の給付を得て、施行者たる東京都への権利移転する行為である。都市再開発法 108 条 2 項は施行者の管理処分について、地方公共団体の財産管理処分に関しては『地方自治法の適用除外』を定めているが、地権者の権利変換同意、転出申出という手続による、管理処分、については、適用除外を定めるものではない。

したがって、東京都のこれらの行為は、地方自治法 237 条 2 項、東京都財産価格審議会条例 2 条 1 項の適用を受ける。東京都の行為は明白な違法行為である。

(3) 施行者としての東京都が違法に取得した本件土地の譲渡契約

施行者たる東京都は、前記のとおり地方自治法 237 条 2 項、東京都財産価格審議会条例 2 条 1 項に違反して、明白かつ重大な違法によって地権者たる東京都から土地を取得したのである。従って、特定建築者 11 社への譲渡契約にあたっては、理由①、理由②のどちらの観点から見ても、原則に立ち戻り、地方自治法 237 条 2 項、東京都価格審議会条例 2 条 1 項の手続を取ることが必要である。

以上のとおり、本件において、都市再開発法 108 条 2 項によって、全ての手続過程で地方自治法等の適用が除外されるものではない。しかるに、東京都は、専らこの都市再開発法 108 条 2 項による『地方自治法等の適用除外』規定を濫用する違法な目的で、実質的には直接売却である本件土地売買を「個人施行の再開発事業」として利用するもので、制度目的に反する脱法目的と、明確な法律違反がある。

### 3 市街地再開発制度の濫用

(1) 1 人 3 役の異例の再開発

本件再開発事業は、以下の点で通常の再開発事業の常識を覆すきわめて異例な再開発である。

- ① 地方公共団体である東京都が更地の単一の所有者（地権者）であり、個人施行であると同時に監督官庁としての当該再開発の認可権者という 3 つの役割を同時に担っていること
- ② 東京都という地方公共団体が「行政施行」でなく、「個人施行」という手法を取っていること  
そのため、行政施行であれば、国土交通大臣が認可権者であるところ、個人施行であることから、東京都が認可権者となったのである。
- ③ もともとの単一の地権者である東京都は再開発施設物についての権利床の取得を全く望まず、当初から早々に全て転出を希望し、施行者が権利変換で事業地全体を取得したこと
- ④ 最終的に施行者として東京都は敷地全体を全て特定建築者 11 社に廉価で売却したこと

監査委員による監査対象局である都市整備局への照会に対する回答の事例は 1980（昭和 55）年以降に完了ないし完了予定の市街地再開発であるが、その事例のうち、東京都が個人施行者となって市街地再開発事業を実施した事例はない。また、地方公共団体が個人施行者として行った事例としてあげられているのは 5 例のみである。

しかも、この 5 例の中にも施行者と認可権者が同一の事例はないし、地権者が地方公共団体単独の事例もない。ましてや、地権者、施行者、認可権者が同一、しかも単一の事例は一切ない。そして、権利者が全て転出した事例もない。

このような異常性はいずれもその実態が東京都から特定建築者 11 社への廉価の直接の土地売却に他ならず、「再開発事業」の実態を備えていないことを裏付けている。

(2) 市街地再開発をかくれみものとして行われたこと

ア 本件市街地再開発事業は、本来予定されている市街地再開発事業とは大きく異なるものである。

イ そもそも市街地再開発とは、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とをはかり、もって公共の福祉に寄与することが目的とされている（都市再開発法 1 条）。

市街地再開発事業の目的は、「都市再開発法に基づき、市街地の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る」ものとされている。

さらに、事業の仕組みは「敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す、従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる、高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる」とされている。

このように本来の市街地再開発は、複数の権利者が存在する土地について、防災や公共施設建設などの公共の福祉のためには事業を行う必要があるものの、複数の権利者がいることから事業の進め方が困難であり、事業費の算段も難しいことから、考えられた手法である。そして、従前の権利者は再開発事業により建築されたビルの床を権利床として取得して、高度利用であらたに生み出された床を処分して建築費などの事業費にあてるのである。

ウ 本件市街地再開発事業の施行区域は埋め立て地であって、もともと何の建物も存在していない、更地であった。

このような更地の場合は、市街地再開発の本来の目的からは予定されていない。

エ また、所有者は東京都だけであり、複数の権利者が存在しないことから本来の目的からは予定されていない。

オ さらに、単独所有者であった東京都が権利床の一部すら取得せず、全ての権利を処分して転出するという事は、本来の市街地再開発事業が予定している形態ではない。その実態は、まさに土地の売却行為である。

カ また、建築予定である建物は東京オリンピック・パラリンピックの選手村として利用されるというものの、大会期間中選手村として東京都が賃借利用するだけであり、東京都は賃料を支払うのであり、大会以後は公共施設としては何ら残らない。

キ このように、本件市街地再開発事業は、本来の市街地再開発事業の目的、仕組みなどから大きく逸脱している。

そうであるにもかかわらず、市街地再開発事業の形式、しかも異例な市街地再開発の手法が取られたのは、地方自治法、都市再開発法の規定を脱法して、都民の大切な財産である所有地を不当に廉価に特定建築者に譲渡するための方便として利用されたと考えられる。

# はじめまして 新入団員自己紹介

城北法律事務所 大久保 秀俊

## 1 はじめに

はじめまして。昨年12月に弁護士登録をし、今年1月7日、城北法律事務所に入所しました69期の久保秀俊と申します。

自由法曹団との出会いは、昨年の五月集会（定山溪）においてでした。私は札幌修習であったため、近場だからという気軽な気持ちで参加しました。五月集会では、様々な人権課題について熱い討論がなされ、夜になれば、懇親会でかつらをかぶった方々が熱いライブを実施するなど、いろいろな意味でその雰囲気や圧迫されたことを記憶しています。

私が合格した2015年9月には、戦争法案が強行採決されました。そして、登録1年目の今年6月15日には、共謀罪法案が強行採決され、同年7月11日（実は私の誕生日です）には、同法が施行されました。特に共謀罪法案の際には、国会前でスピーチをしたり、デモに行ったりと積極的に反対運動にかかわっていただけに大変悔しい思いをしました。

このように、民主主義や立憲主義がないがしろにされる中で弁護士になった私にとって、自由法曹団で活動していくことも自然な流れなのかもしれないと感じています。

## 2 普段の業務

私は入所以来、様々な個別事件や集団訴訟を経験してきました。特に集団訴訟については、2つの薬害訴訟（HPVワクチン薬害訴訟・薬害肝炎訴訟）、原発被害に関する訴訟、道路問題に関する行政訴訟（近々、2つ目の事件について提訴予定）と多くの集団訴訟に関与しています。集団訴訟においては、大変理不尽な国からの仕打ちに対し、弱い立場にある人の声を世の中に届けることの大切さと難しさを痛感しています。また一方で、弁護士と原告という関係だけではなく、被害者や原告をひとりの人間として尊重し、このような方々とともに何ができるだろうかということ日々模索していくことの大切さと難しさを実感しています。

## 3 自由法曹団に入って

私は現在、自由法曹団で教育問題委員会と改憲阻止対策本部に所属しています。

教育問題委員会では、教育勅語容認に関する問題、道徳教育に関する問題、家庭教育支援法に関する問題等に取り組んでいます。特に家庭教育支援法に関して、同期の久保木弁護士と作成した「戦時家庭教育指導要項超訳」が各所で好評とのこと。嬉しい限りです。何日か徹夜した甲斐がありました。

改憲阻止対策本部では、安倍政権下での改憲を阻止すべく、様々な取り組みを実施しています。夏には渡辺治氏を招いて憲法討論集会を実施し、熱い議論を交わしました。同本部での議論を市民向けの学習会で分かりやすく紹介するなどして、その取り組みを広げようと奮闘しています。先の衆院選の結果、改憲勢力が3分の2を超える中、何としてでも改憲を阻止しなければなりません。

自由法曹団は熱い法律家集団です。会議後の飲み会において、激論を交わすあまりに互いに接近しすぎて壁ドン状態(!)になっていることもしばしばです。そのような団の伝統を受け継ぎつつ、諸先輩方に負けないよう活躍していきたいと思っています。

#### 4 さいごに

私は、ヴァイツゼッカーの「過去に目を閉ざす者は、現在に対してもやはり盲目となる」という言葉が好きです。また、「自由民主主義体制において必要な時期に立ち上がるなら、後で独裁者に脅える必要はない、つまり自由民主主義擁護には法と裁判所だけでは不足で市民的勇気も必要である」という言葉も好きです。戦争に突き進んでしまった過去を教訓として、どんなときでも声をあげ、最後までたたかっていきたいと思います。

ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。

**安倍改憲 NO!! 3000 万人署名にご協力を！  
東京支部で5万筆を集めましょう！**

事務局次長 船尾 遼

#### 1 改憲勢力が3分の2を占める国会が始まります

10月22日、衆議院議員総選挙の結果、自公を中心とする改憲勢力が各議員の3分の2を占める結果となりました。安倍首相は、2019年参議院選挙前までの安倍9条改憲に向けた動きを加速させることは間違いありません。

もともと、立憲民主・共産・社民・自由など、安倍9条改憲に明確に反対する勢力もたしかな存在感をもって安倍政権と対峙する構えを築きつつあります。安倍政権とたたかう野党を支持し、支え、ぶれないたたかいを今後も維持するために、様々な活動をおこなっていく必要があります。

#### 2 安倍改憲 NO!!全国市民アクション 3000 万人署名活動

一方、市民運動では「安倍9条改憲 NO!!全国市民アクション」が結成され、9月8日なかのZEROホールでキックオフ集会が開催され、11月3日の国会包囲では40000人が結集しました。

「安倍9条改憲 NO!!全国市民アクション」では、戦争法廃止を求める2000万人署名を超える安倍9条改憲に反対する3000万人署名を呼び掛けています。市民総がかりでの安倍改憲とたたかう構えが出来上がりつつあります。

#### 3 団支部でも3000 万人署名活動に取り組みます

団支部では戦争法廃止を求める2000万人署名に引き続き、それを超える取り組みとして安倍9条改憲に反対する取組として「安倍9条改憲 NO!!全国アクション」が取り組む3000万人署名を支部の活動として位置づけ、各事務所に署名への取り組みを呼びかけます。

前回の戦争法廃止を求める2000万人署名についても、団支部の取組と位置付けて署名の集約をした結果、団支部全体で23,906筆が集まりました。今回は、3000万人署名の目標を達成するために支部として50,000筆を目標に署名活動に取り組みます。団員1人あたり100筆を目標としています。

署名活動の街頭宣伝だけでなく、年末・年始の事務所ニュースに署名を折り込むなど、各事務所で署名活動の取り組みに力を入れていきましょう。

# 11月多摩立川地域幹事会のお知らせ

11月の支部幹事会は、多摩地域幹事会として立川で開催します。

横田基地騒音公害訴訟をはじめとする横田基地関連の取り組み、リニア新幹線訴訟の現状等、多摩地域における支部団員の活動について報告を受け、討議をしたいと思います。

多数、ご参加ください。

【多摩立川地域幹事会】

◎日時 11月22日(水) 午後2時～5時

◎場所 立川市子ども未来センター202会議室

(立川市錦町3丁目2番26号)

立川駅南口から国立方向へ、徒歩約10分)

幹事会終了後は、懇親会の開催を予定しています



# 10月幹事会議事録

## ■ 総選挙(10月22日投票)の結果と改憲をめぐる情勢

選挙結果 自民公明の改憲勢力で3分の2を超える313議席。

選挙前の改憲日程は2018年6月発議、今年の臨時国会に自民党案提出という予想であったが、選挙で任期が延びた。2019年参院選前までの発議が予想される。

残念な結果ではあるが、過度に悲観的になることはない。32小選挙区で野党共闘で勝利。23の比例区で復活当選。立憲民主55、共産12、社民2、無所属最大で約10、合計最大78がはっきりと明文改憲には反対。世論調査では、聞き方による誤差はあるが明文改憲反対派の方が多数。

投票率は戦後2番目に低かった、投票率が低かったことが敗北に繋がったのではないかという声もあるが、その点はあまり大きな原因ではないと考えられる。

自民党に追い風が吹いているわけではない。都議選のときのように、何かあると自民党も大崩れする可能性は常にある。

## ■ 沖縄新基地建設を巡る情勢

### ◎ 辺野古沖新基地建設問題

- ・政府は護岸工事に着工(4月25日)したものの工事は停止中
- ・県は工事差し止め訴訟提起(10月10日第1回弁論)、仮処分申し立て

### ◎ 高江のヘリパッド建設問題

- ・東京からの機動隊派遣についての住民訴訟・第4回弁論(11月22日 am.11:30)

### ◎ 団支部沖縄調査団報告会(10月26日開催)

東京支部で沖縄問題を考える PT を立ち上げる。PT メンバーは沖縄調査に参加した中から推薦名護市長選に向けて沖縄に派遣する等何ができるか沖縄支部との連携を考える。連帯の意味を込めて、2018年1月25日支部幹事会后、有楽町マリオン前で街宣を計画

■ 刑事司法・弾圧関係

- ◎ 総選挙に際しての弾圧対策本部の結成と活動の報告
- ◎ 給費制訴訟の状況  
来年、貸与制最初期の返済が始まる。谷間世代をどう扱うかが課題、立法解決を求めていくことになるのではないか。

■ 労働問題関係

- ◎ 第11回東京働くものの権利討論集会(11月11日(土)pm.0:30、於・ラパスホール)

■ 教育関係

- ◎ 来年2月3日東京教育集会(東京教育連絡会主催) 発明会館

■ 都政問題

- ◎ オリンピック村用地売却をめぐる住民訴訟
- ◎ 都市計画道路特定整備路線の問題  
・板橋(大山)・北(志茂)などで訴訟の取り組み
- ◎ 横田基地関連
- ◎ 受動喫煙防止条例  
対象を子どもに限定した、努力義務を定めた条例。出来はよくない。プライベートな空間に踏み込んで規制する公安条例としての色彩がある。今後、さらなる条例の提出が予定されている。神奈川県条例については、団神奈川支部は反対し、神奈川県弁護士会は賛成した。今後、東京支部としてどのような対応をとるべきか議論を重ねる必要がある。  
→ 予想される条例案を踏まえて11月多摩幹事会か12月幹事会で議論する。

■ 原発問題

- ◎ 生業訴訟判決(10月10日) 国の責任に関する3つめの判決
- ◎ 福島原発被害東京訴訟2018年3月16日判決、3月15日京都訴訟判決、3月22日浜通り避難者訴訟第1陣判決が続く。

【当面の活動予定】

第11回働くものの権利討論集会

- 日時 11月11日(土)12時30分～
- 場所 東京労働会館7階ラパスホール(豊島区南大塚2-33-10)
- 記念講演 和田肇名古屋大学教授、黒田祥子早稲田大学教授

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)